

令和7年第3回美祢市議会定例会会議録（その5）

令和7年12月18日（木曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	寺埜真輔
議会事務局庶務班長	中島高輝		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	古屋敦子
総務企画部長	佐々木昭治	市民福祉部長	佐々木靖司
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
総務企画部理事	梶山英樹	地方創生監	佃侑祐
会計管理者	中嶋一彦	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	早田忍	病院事業局管理部長	古屋壮之
消防長	中野秀爾	総務企画部次長	落合浩志
建設農林部次長	中村壽志	総務企画部総務課長	柳瀬勝美
総務企画部行政経営課長	山田豊正	市民福祉部福祉課長	西村兆充
市民福祉部子育て支援課長	佐伯瑞枝		

5 付議事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第95号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第96号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第97号 美祢市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第5 議案第98号 美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第99号 美祢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第100号 美祢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第101号 美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第9 議案第102号 美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第103号 美祢市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第104号 美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第105号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第106号 美祢市下水道条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第107号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 日程第15 議案第87号 令和7年度美祢市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第88号 令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第89号 令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第90号 令和7年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第19 議案第 91号 令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第 92号 令和7年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第 93号 令和7年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第 94号 令和7年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第108号 美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第109号 美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第110号 美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第111号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第112号 美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第113号 美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第114号 美祢市都市公園の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第115号 字の区域変更について
- 日程第31 議員派遣について
- 日程第32 議案第116号 令和7年度美祢市一般会計補正予算（第8号）

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日、配付しているものは、議事日程表（第5号）及び議員派遣一覧の2件です。
報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、井上敬議員、石井和幸議員を指名します。

日程第2、議案第95号から日程第30、議案第115号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 山中佳子君 登壇〕

○総務企業委員長（山中佳子君） ただいまより、去る12月11日に開催した総務企業委員会の委員長報告を行います。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案14件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、全会一致で原案のとおり可決しました。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、主なものについて報告します。

病院等事業については、さきの9月議会において、決算及び補正予算に対し、附帯決議をつけて認定可決したところであり、執行部より、美祢市病院強化プランの点検評価報告書の説明がありました。

議案第94号令和7年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）について、委員より、減収に対する人員配置の問題、外来患者数の減少についての原因と分析などについての質疑に対し、執行部より、人員配置については、会計年度任用職員であればフルタイムからパートタイムへの切替えなど、職員の配置の是非も含めて、現在検討を進めています。外来患者数の減少については、内科医の途中退職やコロナ

後の需要変動などが大きく影響していると思います。対策の1つとして、病院の魅力、機能が分かりやすく書かれたパンフレットを作成し、医療機関や住民などに配布し、啓発活動を行う予定ですとの答弁がありました。

なお、審査過程において、そのほかにも委員より質疑等がありましたが、内容につきましては割愛します。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ていますので、申し添えます。

〔総務企業委員長 山中佳子君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 山中佳子君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 末永義美君 登壇〕

○教育民生委員長（末永義美君） ただいまより、去る12月12日に開催した教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案14件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、議案第90号、第91号、第98号から第103号、第105号、第109号、第110号、第114号及び115号の議案13件につきましては、全員異議なく全会一致にて可決、議案第88号については賛成多数により可決しました。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、主なものについて報告します。

まず、議案第88号令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、委員より、マイナンバーカードと保険証の一体化により、後期高齢者医療保険加入者の場合は資格確認書は送付されているが、国民健康保険加入者にはどう対応しているのかとの質疑に対し、執行部より、4月中旬にマイナ保険証をお持ちの方については資格情報をお知らせし、持っていない方には資格確認書を送付していますとの答弁がありました。

次に、議案第99号美祢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第100号美祢市特定乳児等支援事業の運営に関する基準を定める制定について、委員より、月に10時間の利用制限があると聞きましたがその詳細を教えてくださいとの質疑に対し、執行部より、この制度は、保育所等に入所していない0歳6か月から3歳未満の子どもが保護者の就労要件等問わず、保育所を月一定時間まで利用できます。一月当たりの利用時間は、国において、月10時間以内と定められています。また、こちらの事業は、1人1時間当たり300円という標準が定められていますが、各施設で、この利用料金は設定できることになっていますとの答弁がありました。

また、その他にも委員より質疑・意見がありましたが、ここでは割愛いたします。以上をもちまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、ここで申し上げます。

〔教育民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○8番（戎屋昭彦君） ただいまより、去る12月15日に開催した予算決算委員会の委員長報告を行います。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案1件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第87号について、委員より質疑がありましたが、内容については割愛します。以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ていますので、申し添えます。

〔予算決算委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいまの総務企業委員長、教育民生委員長、予算決算委員長からの申出のとおり、委員会の所管事項について、閉会中も調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項については、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第95号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

理由として、マイナンバーに——マイナンバーによる特定個人情報の一元化が進められてきました。今回、さらに対象となる事務が拡大されます。このマイナンバー制度によって個人情報が集積されることは、市民にとって利便性や行政事務の効率——効率性以上に、徴税強化や社会保障給付抑制の目的に加え、個人情報が活用されることや個人情報流出などの不利益があります。

マイナンバーカードをめぐるっては、全国的には、公金受取口座の年金情報など誤って登録、また、マイナンバー保険証に別人の医療情報が誤って登録されるなどの問題が相次いでいます。このように危険ですから、この議案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） これより、議案——すみません。異議なしと認めます——御意見なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第95号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であり

ます。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第96号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第96号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第97号美祢市企業版ふるさと納税基金条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第97号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第98号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第99号美祢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第99号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第100号美祢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第101号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第102号美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一

部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第103号美祢市火入れに関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第104号美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第104号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第105号美祢市営住宅条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第105号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第106号美祢市下水道条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第106号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第107号美祢市火災予防条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第107号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第87号令和7年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） この議案に賛成いたします。賛成ですが、次のことを述べ意見いたします。

まず、重層的支援体制整備事業ですが、減額補正になっています。事業の内容には、従来の支援体制では対応できない複雑化した課題に対処するとあります。

3つの支援があるわけなのですが、その1つで、誰も属性を問わない相談支援と

いうのがありまして、誰もが相談できる体制を整えることとありますが、これが不十分ではなかったかと思えます。

市民は物価高、収入の目減りなどで苦しい生活を強いられています。相談の中には、生活困窮に関したこともあろうかと思えます。重層的支援体制事業整備事業をするからには、市民が相談しやすい体制を取るべきではなかったかと、その改善を求めます。

次に、債務負担行為の補正ですが、鳳鳴交流センターは515万1,000円の指定管理ですが、これは3年間ですから、1年の指定管理にしてみますと171万7,000円です。

今回からWi-Fiの使用料が3万7,000円が指定管理料に含まれているとのこと、このWi-Fiの使用料を差し引くと今回の指定管理料は168万円になり、前回の指定管理料より低くなっています。たとえWi-Fiの3万7,000円を市が払ったとしても、昨年より0.012%しかプラスになっていません。

予算決算委員会で、美祢市都市公園の指定管理の山口きらめき財団が指定管理者ですが、この指定管理料について、物価高や人件費の上昇には考慮されている旨の答弁がありました。

財務債務負担行為で、今回7件の指定管理料が示されていますが、鳳鳴交流センター以外の事業者には、事業料とか事業の内容、また、従業員の原価などがあり検証できませんでしたが、市内の指定管理者の指定管理料の設定も山口きらめき財団と同じように、物価高や物価の高騰、人件費の上昇などにも考慮していただきたいと思えます。3月議会に補正を組むなどの対応を求めて意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第88号令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

職員の給与改善に反対するものではありません。むしろ現場の職員さんには増員をしていただきたいと思います。

補正では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進する周知広報等の事業が盛り込まれた補正予算なので反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第89号令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第90号令和7年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第90号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決され

ました。

日程第19、議案第91号令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第91号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第92号令和7年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第92号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第93号令和7年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第93号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第94号令和7年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） さきの総務企業委員会におきまして、議案第94号病院経営に
関しまして深掘りした議論がもう少ししたかったのですが、質問の回数に制約があ
りますので、不完全燃焼のまま、実は終わったわけであります。

総務企業委員会で、清水管理者は病院経営を通してまちづくりをすべきだとう
いうことを言及されました。私は拝聴しながら、ありがたく感じたわけではありま
すが、今は病院経営に力点を置いていただいて、健全経営に全力を投球していただ
きたいとこのように思っております。

市立病院もともと本来150床で開院したわけでありますけど、現在は一般病床が
65床、それから地域包括ケア病床が45床ということの中で運用いたしております。
美東病院については、ちょっと割愛をさせていただきますが、両病院とも入院の病
床稼働率が90%以上というところまでこぎ着けていらっしゃいます。このことは、
管理者ほかスタッフの皆さん方の平素の御努力の結果だと大きく評価をし、感謝を
申し上げたいとこういうふうに思っております。

しかしながら、裏を返しますと、入院収益がもう100に近いということは、逆に
は、入院収益の伸び代がもうなくなってるというふうに私は感じておるわけであり
ます。

そこでですね、国は来月頃、恐らくはっきりした診療報酬等値上げをした——す
るということを打ち出すだろうというふうには思っております。確かにその分だけ、
診療報酬が上がった分だけは固定費は動きません、変動費も動きません。ですから、
増収となるわけでありますけど、先ほども申し上げましたように、それ以外の入院
収益はですね、もう100に近いという状態が来ると、後ろがないということにな
れば、私は外来収入あるいは健診収入、そうしたものをもっともっと進めていかな
くちゃいけないんじゃないんだろうかというふうに思っております。

ところが健診収益のほうは、過去振り返ってみてもそんなに伸びてはないし、横
ばい状態のまんま推移をずっとしておる状態です。ですから、期待は非常に薄いん
だなというふうに思ってます。そうしますと、残るのは外来収益だけだというふう
に私は、これは私が思ってるだけで、間違ってたらまたどこかの席で訂正をし
ていただきたいと思えます。

そうした中で、外来収益に対して、私はもうこれしかないなというふうに思った
矢先、総務企業委員会での管理者の思いを聞かせていただきました。そのときに管

理者はですね、現状ならば、もう外来は対話は無理だとかこういうふうにおっしゃったわけです。今日、発言の訂正があればと思ってましたけど、ないということは事実だというふうに確認をしたいと思います。そうすると、入院収益は伸び代がない、外来収益は対話できないとかこういうお考えならば、病院経営は果たしてどうなるんじゃないかなあというふうに私は危惧をしております。

その上ですね、10年後の2つの病院について、これ議会も附帯決議を出しております。しかしながら、管理者の思いの中で、具体的な数字まで両病院の話が出てます。私は議会とそれから病院との思いといいますかね、これが大きく乖離しているんじゃないかなということで、非常に驚きました。

そこでですね、そうはいうても、中山間地域のこうした過疎の地域医療を担っていく病院でございますので、反対をしても仕方がないなとかこういう判断でございます。そこで、病院経営の健全化を祈念し、やや消極的ですが、賛成の答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、意見ありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 94号についてですが、この歳入では、病院のベッド数を減らしたので補助金が入っています。政府のあめとむちの政策に応じなければ、経営が困難になる2つの病床の削減は最小限度の対応だったと思います。病床を減らせば患者さんが入院できなくなり、病院を縮小をせざるを得なくなります。こうした国政に意見を言って、命を守ることも重要かと思えます。

委託料の約3,500万円は、看護師不足を人材派遣業者に頼って解決をしているとのことでした。これでは、慢性的な看護師不足の解決策にはならないと考えます。しかし、背に腹は代えられない苦渋の選択であったと思います。

病院の経営困難の原因は、国が決める診療報酬等にあり、この診療報酬が長年抑制されてきた上に、この間の改定が物価や賃金の上昇に追いつかず、多くの病院が経営困難に陥っています。

美祢市立2病院も例外ではありません。経営危機、医療崩壊をとめるには、国の施策が重要だということを申し上げて、賛成意見とします。

○議長（荒山光広君） その他、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第94号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第108号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第108号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第109号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第109号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めますよって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第110号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第110号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第111号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第111号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第112号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第112号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第113号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第113号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第114号美祢市都市公園の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第114号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第115号字の区域変更についての討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第115号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、配付したとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りします。ただいま決定した議員派遣について、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について、議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

この際、暫時休憩します。

この間に、会派代表者会議、議会運営委員会及び議員全員協議会の開催をお願いします。

午前10時39分休憩

午前11時44分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日、送付しているものは、執行部から、議案第116号の1件です。

ただいま配付したものは、事務局から、議事日程表（第5号の2）の1件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りします。日程第32を日程に追加し議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、日程第32を日程に追加することに決しました。

日程第32、議案第116号令和7年度美祢市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和7年第4回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案1件について御説明を申し上げます。

議案第116号は、令和7年度美祢市一般会計補正予算（第8号）であります。

このたびの補正は、本年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策の裏づけとなる国の補正予算が一昨日成立したことを受け、市民への生活支援を一刻も早く実施するため、かつ今後の事業を推進する観点から、可能な限り年内の予算化を求められていますことから、早期の対応を要する経費を追加するとともに、繰越明許費の設定を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

民生費において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民生活

支援商品券配布事業として、市民1人当たり8,000円のカルストさくらギフト券を配布し、高止まりしている食料品等の交流補助による生活支援を行うとともに、市内消費の下支えを通じた地方経済の活性化を図ります。

また、物価高の影響を特に受けている子育て世帯を力強く支援するため、子ども1人当たり2万円の子育て応援手当を支給することとし、事業費として、合わせて2億2,744万6,000円を追加しております。

なお、各事業の実施に当たっては、可能な限り、早く市民の皆様に必要な支援が届けられるよう事務を進めてまいります。

次に、歳入では、特定財源において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、国庫支出金を歳出と同額追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,744万6,000円を追加し、総額を184億4,641万7,000円とするものであります。

次に、繰越明許費の設定であります。

市民生活支援商品券配布事業を設定しております。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した本補正予算は、特例加算分として使用目的が指定されている商品券等による市民への生活支援事業を先行して予算化するものであります。

これまでの当該交付金の推奨メニュー事業については、国からのより詳細な情報を収集しているところであり、内容が確定次第、事業の実施に必要な経費の予算化に向け取り組んでまいります。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第116号の質疑を行います。質疑はありますか。藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今回の補正予算案は、さきの国会で決まりました物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金とこれを使うということで、歳入等についてはクリアですけれども、一応今の説明で、何点かちょっと確認したいなというふうに思いました、手を挙げました。

まず1点目、今回、商品券を配布と、で、カルストさくらギフト券ということで

すね。これは、私一般質問のときにも言いましたけど、今、政府のほうでは、農水大臣のほうでお米券をというふうな話もありました。で、あえて、ここでカルストさくらギフト券というふうにされたというお米券との関係というか、もっと言えばお米券ではなくて、さくら券とされたその意図、目的っていうのをちょっと説明をお願いしたいなというふうに思ってます。

2点目なんですけれども、一応実施時期、これにつきましては、物価高騰の影響を強く受ける時期にタイムリーな支援が届けられるように進めてまいりますというふうに書いてありますけれども、実際にこれ、いつぐらいになるのかっていうか——がこれだけでははっきりしません。できるだけ早いほうがいいにこしたことはないんですけれども、時期を決めるに当たって、何か制約があるのであれば、こうこういう事情があって、こうなったらすぐやりますというか、その辺ちょっともう少し明確な時期を教えていただければなというふうに思います。

それと、4ページ目のところに、先ほどの説明で、事業の実施に必要な経費の予算化に向けて取り組んでまいりますということなんですけれども。ということは、結局、今回のこの補正予算というのは、これでもう執行できるというんじゃないくて、繰越しか何かにあげて、予算化して初めて執行しますということなんですかね。ちょっとここの必要な、先ほどの4ページの必要な予算措置をというところの意味がちょっとよく分かりかねるんですけれども、以上3点、確認をさせていただければと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、お米券ではなくて商品券に——商品券を選択した経緯ということでございます。

当初、お米券という——お米券配布というのが非常にクローズアップされたところでございます。いろいろこの券の制約がいろいろあったかと思えます。当初500円分でも440円分しか使えないとか、それとか販売できるところが限られていると、購入できるところが限られているという問題点もあったわけでございます。

したがって、本市にとっては、お米に限らず——これでお米を買うことも可能でございますので、幅広く物価高騰——食料品等を御購入できる商品券がこの地域には望ましいのではないかとということで判断させていただきました。これは地元

商店にも影響があるわけですので、地域経済の企業も含めて、総合的な観点から、商品券1人8,000円ということで決めさせて——提案させていただきました。

2点目の実施時期でございます。

これ、今からこの御議決いただきますとすぐに作業に入ることとなります。商品券でございますので、あとは商品券の発行、印刷、そしてまた送付手続、そしてデータの抽出等の作業に入ります。私どもとしては、可能な限り、1日も早くお届けできるように事務作業を進めてまいるところでございます。

これについては、今までのノウハウも我々持っているわけですが、どうしても時間を要します。それで、今月からもう早速事務作業に入っていきますけど、どうしても時間は1か月程度はかかりますので、一、二か月はかかりますので、2月末から3月上旬、1日も早く実施してまいりたい、お届けしてまいりたいというふうに考えております。

3点目の最後の今後予算化してまいるということでございますけど、特例加算分として使用目的が指定されている商品券、今回のこの分でございますけど、これをちょっと一旦早く予算——議会にかけさせていただいて、その分を先行して実施していくということでございます。

したがって、そのほかにも重点支援物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのは、交付総額というのがまだありますので、残りの部分については、今後事業者支援であるとか、いろんな国の推奨メニュー等を参考にさせていただきながら、こちら、今後予算化をしてまいるということで、先ほど提案説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。藤井議員。

○7番（藤井敏通君） よく分かりました。

要は、今回の2億約3,000万、これは、あくまでもこの特別交付金——臨時交付金の一部であって全てではないよということですね。じゃあ逆に、あと、どのぐらいの金額があるのかというのはもう分かるとるんでしょうか。もし分かれば、それもぜひお聞きしたいなと思いますけどもね。

それともう1点、これは、私自身ちょっと分からなかったんでお尋ねします。

子ども1人当たり2万円の子育て応援手当を支給されますね、ここでいう子どもってというのは、何歳までを言ってるんですか。高校生も子どもに入るんですか。ということで、ちょっとこの子どもがどこまでの対象かっていうのを改めてちょっとお聞きしたいなというふうに、2点よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

子どもが何歳までかという御質問ですが、0歳から18歳まで、今、児童手当の対象となっているお子様が対象となります。

また、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生されたお子様も対象となります。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。山田行政経営課長。

○総務企画部行政経営課長（山田豊正君） 重点交付金の限度額につきましては……。

○議長（荒山光広君） マイク。

○総務企画部行政経営課長（山田豊正君） 失礼いたしました。重点交付金の限度額にいたしましては、1月16日付で、昨日国より通知がまいっております、美祢市の限度額は3億1,431万6,000円となっておりまして、このたび、商品券の部分に充てております1億8,258万4,000円の――59万4,000円を差し引いた残りの部分が1億3,172万2,000円が残額となっております。

○議長（荒山光広君） 通知の日には。

○総務企画部行政経営課長（山田豊正君） 申し訳ございません。通知の日には11月――12月の16日付で、一昨日、国より通知が来ております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） いいですか。その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） いいですか。質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第116号は、会議規則第37号第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略する

ことに決しました。

これより、議案第116号の討論を行います。本案に対する意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第116号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本年も残り僅かとなりました。これをもって令和7年の会議を無事終了することができますことは、議員各位、執行部の皆様の御理解と御協力のたまものであると衷心より感謝申し上げます。

慌ただしい年の瀬を迎え、寒さもますます厳しくなります。皆様方におかれましては、健康に十分御留意され、輝かしい新年を迎えられますよう心より御祈念申し上げます。令和7年第4回美祢市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時00分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月18日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃